

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年11月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500368 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500070 号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から④までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から④までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年10月 6 日
③ 平成20年12月24日
④ 平成21年 9月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録がない。預金通帳を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された預金通帳並びに同僚から提出された給料支払明細書及び預金通帳（以下「預金通帳等」という。）により、請求者は、当該期間にA社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までの標準賞与額については、預金通帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成 19 年 12 月 28 日	18 万 6,000 円	18 万 2,000 円	18 万 2,000 円
②	平成 20 年 10 月 6 日	18 万 5,000 円	18 万 2,000 円	18 万 2,000 円
③	平成 20 年 12 月 24 日	28 万円	28 万円	28 万円
④	平成 21 年 9 月 15 日	31 万円	30 万 4,000 円	30 万 4,000 円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500401 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500067 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 30 年 6 月 5 日の標準賞与額を 44 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 6 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 6 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 30 年 6 月 30 日の標準賞与額を取り消すことが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 30 年 6 月 5 日
② 平成 30 年 6 月 30 日

A社から支払われた平成 30 年 6 月の賞与が、請求期間②の標準賞与額として、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。実際には請求期間①に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、請求期間②の記録を取り消し、請求期間①の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された賞与支給明細書及び賃金台帳により、請求者は、請求期間①に同社から 44 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①の賞与について、支払年月日を平成 30 年 6 月 30 日として、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 5 年 11 月 1 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、オンライン記録により、請求者のA社における標準賞与額（44万円）が厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、平成30年6月の役員賞与の支払年月日は平成30年6月5日（請求期間①）であると陳述しており、A社から提出された当該賞与の振込記録も同日であることから判断すると、請求者は、請求期間②において、同社から賞与の支払を受けていなかったことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500403 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500068 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成30年6月5日の標準賞与額を100万円、令和2年6月30日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成30年6月5日及び令和2年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月5日及び令和2年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成30年6月30日の標準賞与額を取り消すことが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年6月5日
② 平成30年6月30日
③ 令和2年6月30日

A社から支払われた平成30年6月の賞与が、請求期間②の標準賞与額として、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。実際には請求期間①に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、請求期間②の記録を取り消し、請求期間①の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

また、請求期間③の標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された賞与支給明細書及び賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び③に同社から賞与（請求期間①は100万円、請求期間③は200万円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は100万円、請求期間③は150万円（上限額））に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①の賞与について、支払年月日を平成 30 年 6 月 30 日として、また、請求期間③の賞与について、支払年月日を令和 2 年 6 月 30 日として、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 5 年 11 月 1 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、オンライン記録により、請求者の A 社における標準賞与額（100 万円）が厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、平成 30 年 6 月の役員賞与の支払年月日は平成 30 年 6 月 5 日（請求期間①）であると陳述しており、A 社から提出された当該賞与の振込記録も同日であることから判断すると、請求者は、請求期間②において、同社から賞与の支払を受けていなかったことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500404 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500069 号

第1 結論

請求者のA社における令和2年6月30日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和2年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年6月30日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書及び賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から200万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円（上限額）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年11月1日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。